



質問2. 病気で働けない場合に、基本手当（失業手当）の受給期間を延長するための手続きについて、教えてください。



質問3. 受給期間を延長していましたが、簡単な仕事なら働いてもよいと主治医の先生から言われました。就職活動を始めるとしたらよいですか？



回答 退職後30日が過ぎてから手続きができるようになります。手続きについて次の表にまとめてみました。



回答 働けるようになったらお医者様の就労可能の証明書をもってハローワークで手続きをしましょう。

受給期間延長の申請の手続き

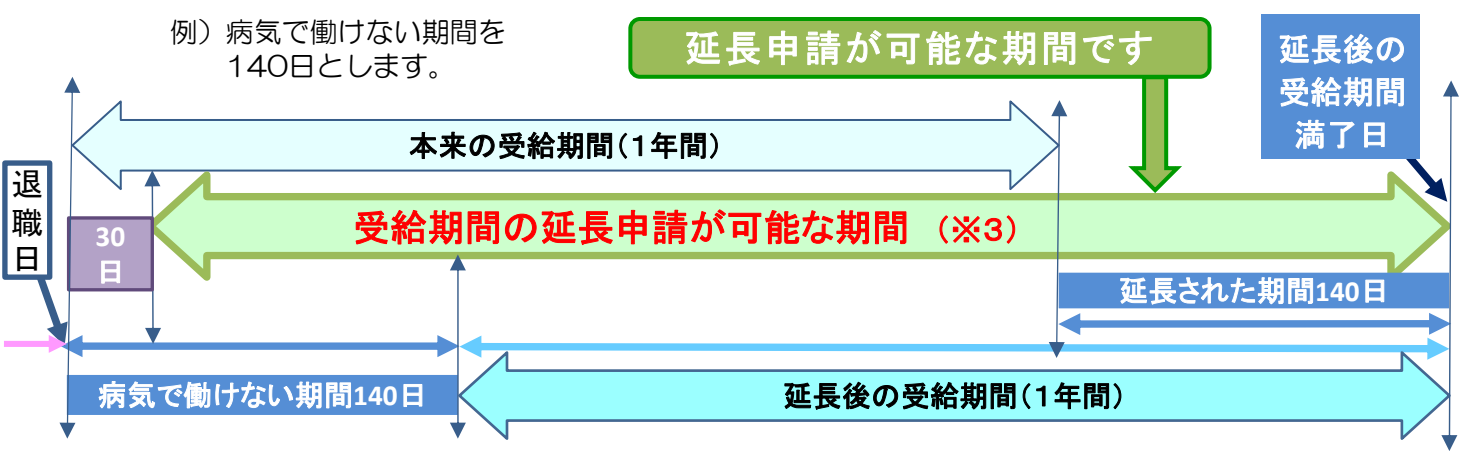


受給期間延長の解除の手続き



受給期間延長の申請書類提出先	住所を管轄するハローワーク	※2 離職票(雇用保険離職票)は1と2があります。雇用保険の手続きのためにハローワークが発行する書類です。
提出方法	① 本人が直接持っていきます。 ② 郵送 ③ 代理の方が持っていきます。(委任状が必要)	
提出書類	① 受給期間延長申請書 (※1) ② 離職票-2 (※2) ③ 本人の印鑑(シャチハタ印、スタンプ以外のもの) ④ 延長理由を証明する書類(医者の証明など)	
	※1 (申請用紙) 受給期間延長申請書の用紙は、ハローワークの窓口でもらうか、電話をして郵送してもらいます。ダウンロードではできません。	
延長できる期間	1年 (本来の受給期間) + 最長3年間 (働くことができない期間)	
申請期間	退職(退職)の日の翌日から30日を過ぎてから 延長後の受給期間の最後の日までの間 (※3)	
ハローワークでの審査	直接申請はその場で 郵送申請は後日郵送で	受給期間延長通知書 (大切に保管) が交付されます。

① 受給期間延長の解除の書類提出先	住所を管轄するハローワーク
提出方法	① 本人が直接持っていきます。 (郵送、代理の方の提出は原則としてできません。)
提出書類(解除のための書類)	① 受給期間延長通知書 ② 離職票-2 ③ 医師の証明書(「〇月〇日から働けます」のように日付がわかるように証明してもらってください。)
↓	
解除ができました。	
② 求職の申込みと基本手当の受給の手続き	① と同じ日に住所を管轄するハローワークでできます。
→	
③ 失業給付を受給しながら、就職活動を始めます。	



インディが病気になるってもこれ読めばできそうだよ。みんなも大丈夫だね！

提出書類は、ハローワークによって少し違う場合もあります。必ず問合せましょう。



手続きは難しくありません。今は病気で働けないけど、働けるようになった時に収入を確保しながら就職活動できるように忘れずに手続きしておきましょうね。

求職の申込みは、パソコンやスマホから仮登録ができるので、コロナの感染に不安がある方は、少し手続きの時間を短縮できますよ。

詳しくはこちらへ



申請期間は、退職日の翌日から30日過ぎてからです。まだいいやと思って安心してるとすっかり忘れてしまいます。申請が遅いと、延長しても受給期間のうちに、基本手当の全てを受けることができなくなることもありますので、早めに申請しましょう。

高齢被保険者であった方に支給される高齢求職者給付金、短期特例被保険者であった方に支給される特例一時金については、受給期限(支給を受けることができる期限)の延長はできません。

何か、これならできる気がしてきた！
体調をみながら、やってみようかな。

ふむふむ



インディペンデントのHPがリニューアルしました！
読みたい題材を読みたいときに探せます！

インディペンデントのHPでは、過去の通信がすべてPDF版で(チラシみたいに)アップされいて過去の全題材の記事ごとにまとめてあります。



① MENU (メニュー) から ② インディペンデント通信を選択すると新しい記事から順番に読むことができます。

画面下の ③ Search (サーチ) の枠に、知りたい言葉を入れて ④ Q を押すとその言葉が入った記事が出てきます。

☆ インディペンデント通信18号より各記事ごとにQRコードを載せています。スマホで読み取ると、その記事が読めますし、紙面の記事で紹介されたリンク先へ飛んでより詳しく知ることができます。



少し皆さんの困りごとが、早くとくが